



森林所有者の皆さんへ

森林の誤伐や盗伐が増えています

森林の伐採や譲渡の前に境界の確認をしましょう

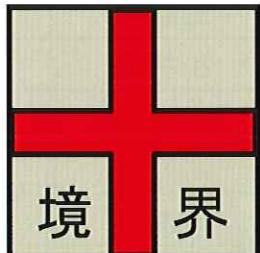
○森林を伐採、または、立木を販売・譲渡する際は、
必ず、隣接する所有者と境界を確認してください。



- ・森林の境界を誤って他者の森林を伐採しないように伐採前に境界を確認しましょう。
- ・立木の売買などの契約を行う前に、隣接する森林との境界を確認しましょう。
- ・伐採前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村に提出してください。

森林の境界の保全に努めましょう

○所有する森林の所在地や境界を確認しましょう。
○日頃から森林の見回りを実施するなど、
所有する森林の境界を明確にしておきましょう。



- ・森林境界や隣の所有者が誰かを確認することは、森林を管理する上で大変重要です。
- ・森林の成長などにより隣りの森林との境界が分からなくなる場合がありますので、
日頃からの森林管理が重要です。

伐採後は、すみやかな造林に努めましょう

○伐採後は、植栽などにより更新を行う必要があります。
○植栽は森林組合などに委託して行うことができます。
ただし、経費については自己負担が必要です。

※何かお困りや不明な点があれば、最寄りの西臼杵支庁、各農林振興局林務課、市町村林業担当課(裏面)に
ご相談ください。